

令和 5 年 11 月 24 日

長野県建設部砂防課

## 公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 453 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 454 号）に示すとおりです。

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

令和 5 年度 交付金（総流防）情報基盤整備事業 砂防業務支援システム構築業務

#### (2) 箇所名

県内一円

#### (3) 業務の目的

長野県では、「長野県 DX 戦略」を策定し、既存の業務プロセス等の改変に取り組んでいる。

長野県における砂防関連業務では、砂防関係施設や法指定区域、土砂災害警戒区域など様々な情報を扱っている。これらの情報は建設・砂防事務所主体で管理しているが、情報を一元管理するためのシステムが整備されていないことから保管場所や保存媒体など管理状況にバラつきがあり、問い合わせ対応をはじめとする情報の収集・整理が必要となった際に時間と労力を要している点が課題となっている。

3次元の測量や設計の導入が進み、長野県においても令和 5 年 10 月に BIM/CIM の実施方針を策定している。一方で、職員が活用できる環境の整備がされておらず、職員が活用することによる地域住民への還元が行われていない。

また、現地調査時は情報を紙に出力している状態であり、特に緊急時の早急な現地確認に支障をきたしている。

上記取組および課題を踏まえ、長野県砂防課では、「令和 4 年度砂防管理システム基本検討業務」において、各種砂防関係情報の適切な管理・活用や地域住民への速やかな情報提供等を目的とした「砂防業務支援システム」の基本要件を検討した。本業務では、基本要件をもとに、砂防業務支援システムの設計・構築を目的とする。

#### (4) 業務概要

砂防業務支援システム構築 一式

#### (5) 対象システム

長野県砂防業務支援システムは、以下の4つのシステムで構成される。これらのシステムの要件は、「要件定義書」に準拠する。

表1 対象システム一覧

システム名	システム概要	主な利用者
砂防情報管理システム	・長野県内の砂防関係情報をデータベースで管理し、データの検索、閲覧、編集、地図表示等の機能を提供するシステムである。 ・砂防関係情報を管理する基幹システムと位置付ける。	県職員 委託業者
情報公開システム	・砂防情報管理システムで管理する情報の一部をインターネット上で一般公開するとともに、オープンデータとしてダウンロード可能とするためのシステムである。	一般住民
三次元表示システム	・航空レーザ計測データや BIM/CIM 等の三次元データをシームレスかつ高速で三次元表示するためのシステムである。	県職員
現地対応型システム	・砂防関係情報の一部をモバイル端末に格納し、現地で閲覧するためのシステムである。	県職員 委託業者

#### (6) 業務内容

##### 1) 計画準備

業務の目的、主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務の実施方針、実施体制及び工程等の検討・整理を行い、業務計画書を作成し、発注者に提出する。

##### 2) システム設計

「(5) 対象システム」で示した各システムの要件を踏まえた上で、システムの画面構成や機能の詳細仕様、データ定義等を設計し、システム設計書としてまとめる。システム設計には、以下の設計内容を含むものとする。

- ・システム方式設計：システム構成、ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェアの詳細を設計する。ネットワークについては、その通信仕様を明らかにするとともに、ハードウェア・ソフトウェアについては、仕様を満たす製品を選定する。

- ・データ設計：システムで利用するデータとして、データベース、ファイルデータ、地図データのそれぞれの定義を設計する。
- ・システム画面設計：システムのユーザインタフェースとなる個々の画面の構成（データの表示方法、ボタンの配置、メッセージの表示内容など）と、画面上で表示・編集する各項目の仕様を設計する。
- ・システム機能設計：システムに実装する各機能の詳細な仕様とともに、必要に応じてユーザ操作、機能処理、処理結果が明確に分かる処理フローを設計する。

システム設計後、発注者に対して内容をレビューし、承認を得るものとする。

### 3) 台帳様式の検討

砂防情報管理システムで入出力する台帳様式を検討・作成する。台帳検討にあたっては、既存の台帳様式（Excel 形式）を基本とし、システムからの出力およびデータベース化する項目が一括で読み取り可能となるように、セル設定等を調整する。

#### ア 出力対象台帳

- ・砂防設備台帳
- ・砂防関係施設点検台帳（砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設）：前回点検結果を出力する
- ・急傾斜地崩壊防止区域台帳（急傾斜地崩壊防止施設含む）
- ・地すべり防止区域台帳（地すべり防止施設含む）

#### イ 一括登録対象台帳

- ・砂防関係施設点検台帳（砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設）
- ・土砂災害警戒区域等の区域調書

なお、区域調書は、国土交通省で整備中の土砂災害リスク管理情報データベースの動向にも留意し、整合性を確保することとする。

### 4) システム開発

各システムを稼働させるクラウド環境を、性能、費用（初期・運用）、契約方法、附属サービス、セキュリティ、サーバの設置場所等の観点から比較検討し、当面の稼働環境として選定する。また、検討の結果選定したクラウド環境が利用可能となるよう必要な手続きを実施し、システムの稼働環境を整備する。

### 5) データ作成・登録

各システムの本番稼働時の初期データを作成・登録する。

#### ア 砂防情報管理システム用データ

##### ① 砂防基礎データ

##### ①-1 データ移行

データ移行とは、既存システム等に登録されているデータを、砂防情報管理システム用

のデータに調整して登録することを意味する。移行対象データと概算件数、移行元、移行対象データ種別は、以下のとおりである。

表2 移行データ一覧（既存システムから移行する砂防基礎データ）

区分	データ名	件数（概算）	移行元	移行対象データ種別
砂防関係施設	砂防設備	18,000 件	・既存の「砂防関係施設管理システム」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データベース：施設諸元および過去 1 回分の点検結果</li> <li>・ファイルデータ：過去 1 回分の点検カルテファイル</li> <li>・地図データ：砂防施設の位置</li> </ul>
	急傾斜地崩壊防止施設	870 件		
	地すべり防止施設	320 件		
砂防三法指定区域	砂防指定地	5,200 件	・既存の「砂防関係施設管理システム」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地図データ：法指定区域の範囲</li> <li>※データベースおよびファイルデータは存在しない</li> </ul>
	急傾斜地崩壊危険区域	900 件		
	地すべり防止区域	400 件		
土砂災害警戒区域等	土石流	27,000 件	・別途業務で作成したデータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データベース：警戒区域の諸元</li> <li>・ファイルデータ：区域調書、公示図書、区域設定データ</li> <li>・地図データ：警戒区域・特別警戒区域の範囲</li> </ul>
	急傾斜地の崩壊			
	地すべり			
土砂災害危険箇所	土石流危険溪流	5,800 件	・既存の「信州くらしのマップ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地図データ：土砂災害危険箇所の範囲</li> <li>※データベースおよびファイルデータは存在しない</li> </ul>
	急傾斜地崩壊危険箇所	8,860 件		
	地すべり危険箇所	1,240 件		

#### ①-2 データ新規作成

データ新規作成とは、モデル事務所（須坂建設事務所を想定）を対象に、砂防情報管理システムの仕様でデータを新規作成・登録し、最新の状態とすることを意味する。作成対象データは、以下のとおりとする。なお、航空レーザ計測データについては、長野県全域のデータを対象とする。

表3 登録対象データ一覧

区分	データ名	件数（概算）	作成対象データ種別
砂防関係施設	砂防設備	222 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データベース：最新の点検結果</li> <li>・ファイルデータ：最新の点検カルテファイル</li> </ul>
	急傾斜地崩壊防止施設	12 件	
	地すべり防止施設	1 件	
砂防三法指定区域	砂防指定地	37 件	・データベース：法指定区域諸元

区分	データ名	件数（概算）	作成対象データ種別
	急傾斜地崩壊危険区域	13 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイルデータ：既存の紙資料を電子化（スキャニング）</li> </ul>
	地すべり防止区域	1 件	
その他危険箇所	雪崩危険箇所	約 30 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データベース：危険箇所諸元</li> <li>・ファイルデータ：既存の紙資料の電子化（スキャニング）</li> <li>・地図データ：危険箇所の範囲</li> </ul>
基盤地図	砂防基盤図	約 5 業務分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データベース：基盤図作成業務諸元</li> <li>・ファイルデータ：基盤図データ</li> </ul>
	航空レーザ計測データ	約 15 業務分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データベース：航空 LP 計測業務諸元</li> <li>・ファイルデータ：航空 LP 計測データ</li> </ul>

## ② 地図データ

主題地図データとして、砂防基礎データに対応する地図データの他、収集可能な他部署所管データ、関係機関所管データ、オープンデータを、システムで表示する形式に調整した上で登録する。

また、背景地図データとして地理院地図を表示するとともに、発注者から借用した管内図、オルソ航空写真、微地形解析図を登録する。

### イ 情報公開システム用データ

砂防情報管理システムに登録したデータのうち、情報公開システムで一般公開するデータを抽出し、データ調整した上で、情報公開システムに登録する。登録対象は以下のとおりとし、数量は砂防情報管理システムの登録件数に準拠する。

#### ① 公開版砂防 GIS

砂防関係施設、砂防三法指定区域、土砂災害警戒区域等

#### ② 砂防カタログサイト

砂防関係施設、砂防三法指定区域、土砂災害警戒区域等、航空レーザ計測データ

### ウ 三次元表示システム用データ

長野県全域の航空レーザ計測データを三次元表示可能な形式に変換し、三次元表示システムに登録する。

また、砂防情報管理システムに登録した主題地図データのうち、三次元表示システムで表示するデータを抽出し、データ調整した上で、三次元表示システムに登録する。登録対象は以下のとおりとし、数量は砂防情報管理システムの登録件数に準拠する。

#### ① 測量データ

航空レーザ計測データによるグリッドデータ（地盤高）およびオルソ航空写真、検索用メタデータ、三次元データ取得エリア

## ② 基礎データ

地理院地図、微地形解析図、管内図、砂防関係施設、砂防三法指定区域、土砂災害警戒区域等

### エ 現地対応型システム用データ

現地対応型システムに登録する以下のデータを調整・登録する。なお、砂防情報管理システムから適宜コピーして格納するデータ（砂防関係施設、砂防三法指定区域、土砂災害警戒区域等）は対象外とする。

#### ① 主題地図データ

行政界、山地災害危険地区、保安林、避難施設等の主題地図データを想定するが、詳細は担当職員と協議の上で決定する。

#### ② 背景地図データ

地理院地図、管内図、オルソ航空写真、微地形解析図

※地理院地図はオフラインで利用可能とする。

## 6) システムテスト（総合テスト）

システムテスト仕様書を作成した上で、受注者のテスト環境に各システムをセットアップし、全機能の動作をテストする。テストの結果不具合を発見した場合には、不具合を修正した上で再度テストを実施する。

また、システムテスト完了後、第三者機関による脆弱性診断を実施することとするが、現時点で診断にかかる費用は算出できないため、契約変更の対象とする。

## 7) システムセットアップ

テスト環境での正常動作確認後、本運用環境にシステムをセットアップし、想定する利用者の端末からの正常動作を確認する。

## 8) ドキュメントの作成

本業務における検討事項、業務内容、打ち合わせ協議記録等を整理し、業務報告書として取りまとめるとともに、システムの操作方法を示した利用マニュアルを作成する。また、システムを継続的に運用するために必要な情報をまとめた管理者ユーザ（砂防課）向けのマニュアルを作成する。

## 9) システム説明会

県職員の利用者向けのシステム内容および操作に関する説明会を実施する。

## 10) 機器の調達

現地対応型システムを稼働させるタブレット端末を 20 台調達する。タブレット端末の仕様は、以下のとおりとする。

- ・画面サイズ：10.1 インチ以上
- ・通信方式：Wi-Fi モデル

- ・OS：Andoroid 11 以上
- ・メモリ：4GB 以上
- ・ストレージ：64GB 以上
- ・センサ：GPS が付与されていること

11) 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- ・業務報告書
- ・システム利用マニュアル
- ・システム運用マニュアル
- ・システム設計書
- ・システムテスト仕様書
- ・システムプログラム

11) システムの運用・保守

「要件定義書」で定めるシステムの運用・保守は令和7年4月に運用を開始すること。

システムの運用および保守は、システムを構築した者の実施を予定している。

運用・保守の予算額 概ね 6,000 千円/年（クラウドやライセンスに関する費用を含む）

(7) 技術提案を求める具体的内容

- 1) 砂防分野の今後の DX の推進という観点で、「要件定義書」で定めるシステムの拡張性に関する具体的な提案
- 2) データ検索およびデータ更新に関する県職員の利用のしやすさに関する提案
- 3) 三次元の表示および三次元データの取り扱いのしやすさに関する提案
- 4) ランニングコストの縮減に関する提案

(8) 履行期限 契約日の翌日から約 420 日間（債務負担行為設定済）

(9) 業務実施上の要件

- 1) 本業務の実施にあたり、追加業務等の必要が生じた場合には速やかに協議すること。
- 2) 本業務の遂行に必要な県の保有する資料については、可能な限りこれを貸与する。

(10) 成果品

- 1) 電子媒体 2部
- 2) 紙媒体 2部

(11) 業務予算額 概ね 110,000 千円（税込）

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」(平成30年長野県告示第588号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 測量法(昭和24年法律第188号)第57条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (7) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第17条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱(平成15年4月1日会検第1号)第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第31条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (11) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (12) 国又は都道府県のインフラ点検管理システムまたは維持管理システムの構築業務を履行した実績を有する者。
- (13) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (14) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
- なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
- ア 人的関係のある会社(常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。)
- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
- イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。)



ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(15) 滞納している県税等徴収金がないこと。

(16) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（1）から（15）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

### 3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格の登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

② 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

ウ 同種業務の実績

① 会社としての実績とする。

② 実績は、平成20年4月1日から揭示日の前日までに完了した業務を対象とする。

③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、揭示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

① 配置予定の技術者について記載すること。

② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 入札参加資格の登録状況、保有する技術職員の状況、同種実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野幅下 692-2

長野県建設部砂防課調査管理係

(係長) 鈴木 祥一 (担当) 丸山 秀司

電話 026-235-7316

ファクス 026-233-4029

メール sabo@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和5年12月4日(月)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(17)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号(添付資料を含む)の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」(平成30年長野県告示第588号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされているか	・登録されているか
2 技術職員の状況(専門分野別)	・専門分野の技術職員の在籍状況	・当該業務の実施に必要な技術職員がいるか
3 同種業務の実績(会社)	・同種業務の内容	・同種業務の実績があるか
4 配置予定の管理技術者	・配置予定技術者の状況	・配置予定技術者が適当か
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か(当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術協力の内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術協力を求める業務の内容は適正か（最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか）</li> <li>・技術協力を求める先の選定は適切か</li> </ul>
--	--	---

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、砂防課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、砂防課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3（4）に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）
- ③ 受付方法 原則としてFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。
- ④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

#### 4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式 様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式 様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

① 同種業務は、平成20年4月1日から揭示日の前日までに完了した業務とする。

③ プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

④ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。

② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格については資格証、同種業務の実績については、契約書、テクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付期間 揭示の日から令和5年12月5日(火)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日 令和5年12月6日(水))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和5年12月18日(月)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りません。

オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。技術提案書の補足説明資料がある場合は、技術提案書提出時に提出することができます。提出後の技術提案書および補足説明資料の差し替え及び再提出は認めません。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

- ア 予定日 令和5年12月25日(月)(変更の場合があります。)
- イ 場所 長野県庁(詳細については決定次第連絡します。)
- ウ 時間 各者25分程度(説明20分、質疑5分)を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)
- エ その他 プロジェクターおよびスクリーンは県で用意します。そのほか投影操作用のパソコン等必要な機器は提案者で用意してください。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

- ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合
- イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格及び情報システムの実績 (10点)	資格(5点)	配置予定技術者の資格	・「高度情報処理技術者試験」に位置づけられる資格、または技術士 総合技術監理部門(情報工学一科目指定なし)を有しているか
	実績(5点)	配置予定技術者の同種業務の実績	同種システムの構築の実績が豊富か
費用 (10点)	費用の妥当性		・当該業務を実施するのに妥当な費用となっているか
技術提案の内容 (65点)	技術提案の的確性(10点)		・求められている提案内容を的確に理解し検討が十分されているか ・当該業務を実施するにあたり求められている内容を実現できる計画になっており納期を守れるか
	技術提案の個別審査(55点)		・的確性、実現性等に優れた提案内容であるか
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		・当該業務を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点する		・技術提案に優れ、かつ費用も企画提案に見合った内容で優れているか

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、砂防課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、砂防課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、砂防課長に対して非特定理由についての説明を求められます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 5 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 関連情報を入手するための窓口 3（4）に同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。